

全国森林計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果の概要(案)

募集期間

平成15年9月5日～26日(22日間)

意見提出件数等

21件(個人:14、法人・団体:5、地方公共団体:1、不明:1)、37項目

処理結果の区分	項目数	主 な 意 見 の 要 旨
<p>1 趣旨を取り入れているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既に計画(案)に意見の趣旨を記述しているもの。または、意見の趣旨に沿った施策を推進しているもの。</p> </div>	<p>20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の保全に関する記述の充実は適当。本計画(案)の考えが現地に反映されるよう努めてほしい ・ 伐採が進まない現状では複層林の転換は進みがたい。計画が実現できる取組を進めてほしい。 ・ 複層林施業は高い技術が必要であり、技術者の養成が望まれる。 ・ 森林の整備・保全のためには林道が重要。林道整備を推進することが必要。 ・ 保安林の拡大について、水土保持林や森林と人との共生林において積極的に進めるべき。 ・ 保安林の指定に当たっては、林業経営を阻害しないよう現地に即しメリハリをつけて行ってほしい。 ・ 森林の保護育成に対する支援の充実が必要。 ・ 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を着実に進めるため、財源の確保に努めるべき。また、担い手対策が重要。 ・ 京都議定書に基づく吸収量の算定のため、森林データ管理システムの構築に取り組むべき。 ・ 適切な森林整備保全事業計画の策定を進めてほしい。

処理結果の区分	項目数	主 な 意 見 の 要 旨
<p>2 趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>意見をそのまま記述することは困難であるが、一部意見の趣旨を計画(案)に記述しているもの。または、意見の趣旨と施策の推進方向との矛盾がないもの。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> ・木炭資源の確保、竹についてや、木材の適切な利用などについても記載すべきでないか。 ・生物の多様性の確保のため原生状態を維持した森林を禁伐とし、伐採量をゼロとすること。 ・「阿賀野川流域」「猪苗代湖南岸」等を緑の回廊に設定すること。 ・岩木川等の広域流域の記述において、「原生的な森林については、その保存等に努めることとする。」を「原生状態を維持した森林については、生物多様性の確保を達成するため禁伐とし、地球の遺産として厳正に保存する。」と改めること。
<p>3 今後の検討課題</p> <p>意見の趣旨をそのまま記述すること、又は、推進することは困難であり、今後の検討課題とするもの</p>	7	<ul style="list-style-type: none"> ・林道の整備率を現況と同率にすること。(林道開設を止めること) ・緑資源公団は大規模林道から撤退すること。また、大規模な林道は計画量に含めないこと。 ・機械の共同利用組織の設立を進めるより、意識の高い個人・企業に対する支援が必要。 ・生物の多様性の確保を達成するため、天然生林の面積を大幅に増やすこと。 ・育成複層林の目標は過大ではないか。

全国森林計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

処理の結果	項目数
1：趣旨を取り入れているもの	20 項目
2：趣旨の一部を取り入れているもの	10 項目
3：今後の検討課題	7 項目
計	37 項目

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
【全般】	森林の保全に関する記述が充実されたことは時宜を得たものと考え。本計画(案)の考えが現地に反映され、適切な森林の整備と保全が行われるよう努めてほしい。	1	都道府県・市町村等と協力しつつ、本計画(案)の適確な推進に努める考えです。
	森林の保全・整備を一つの計画とすることは、森林の多面的機能の発揮を進める観点から適当と考える。	1	今回、計画全般にわたり、森林の保全に関する記述を充実し、森林の保全・整備を総合的に進めることを明確にしたところです。
	災害の防止等のためには治山事業の推進が重要と考えるが、公共事業が抑制される中で十分な対策が行われていない面がある。本計画(案)に記述しているような対策が実施されるよう努めてほしい。	1	本計画(案)において森林の保全に関する内容が充実されたこと等を踏まえ、今後とも治山事業の推進に努める考えです。

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
【全般】	<p>山地災害に強い森林づくり、複層林施業の転換を計画に位置づけても、伐採がなかなか進まない現状では、また、木材需要如何によっては、複層林への転換が進まないのではないか。本計画(案)に示す将来の姿が実現できる取組みを進めてほしい。</p>	1	<p>ご意見のとおり、望ましい森林の姿を実現するためには、森林施業の適時適切な実施とその経済的動機としての木材の利用拡大等の施策の推進が必要であり、諸般の施策の実施を通じてその促進を図りたいと考えています。</p>
	<p>「地球温暖化防止森林吸収源10箇年対策」を着実に進めるため、財源の確保に努めるべき。</p>	1	<p>効果的かつ効率的な施策の推進を図るとともに、森林吸収源対策の意義等に対する国民の理解を深めつつ、財源の確保にも努め、10箇年対策の着実な推進を図ってまいりたいと考えています。</p>
	<p>CO2吸収量算定対象となる森林については、国際的検証への対応として全国共通のデータ管理システムの構築に取り組むべき。</p>	1	<p>現在、国において、京都議定書に基づく森林吸収量の報告に対処できるよう、ご意見の趣旨に沿った取組みを行っているところです。</p>
	<p>従来の努力目標的な全国森林計画、地域森林計画等の計画量と実際の事業の成果目標を掲げる森林整備保全事業計画の計画量との整合をどのように図るのか。</p>	1	<p>全国森林計画は、森林・林業基本計画に即し、中長期的な視点のもと、15年後の森林整備・保全の目標等を定めるものです。一方、森林整備保全事業計画は、全国森林計画の目標達成に資する観点から、全国森林計画の最初の5年間について、国や地方公共団体等による森林整備保全事業の具体的な目標、事業量を定めるものです。今後、森林整備保全事業計画の策定にあたっては、国民に対して分かりやすく成果目標等を示せるよう検討するとともに計画の適確な推進に努める考えです。</p>

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)	
【全般】	育林等を主導的に進める林業公社等に対する国の支援策について触れた方がよいのではないか。	2	公的な関与による森林の整備を推進する中で、林業公社等に対する支援を進めているところですが、全国森林計画は、森林施業の基準や計画量等を明らかにするものであることから、個々の具体的な支援の内容等については記載していないところです。	
	車社会において、森林の保全・整備のための林道がなければ、森林を守り、引き継ぐことは不可能であり、放置森林が国土の荒廃を招くことを都市住民に知らしめるべき。	1	林道が森林の保全・整備に不可欠な基盤的施設であることから、本計画(案)で必要な整備量と整備にあたっての基本的な考え方を明らかにしているところです。森林の整備・保全に対する林道の役割等については、なお一層のPRに努めてまいります。	
森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針	森林の保全に関する記述が充実されたことは評価できる。特に水土保持林や森林と人の共生林では、保安林の拡大を積極的に進める必要がある。	1	ご意見の趣旨については、第1表の「基本方針」欄において、区分ごとに保安林の指定の考え方を記述するとともに、の1において「保安林の配備を計画的に推進する」ことを記述し、計画期末の保安林面積を第3表のとおり計画しているところです。
		水土保持林と保安林の違いについて整理が必要。	1	水土保持林等の森林区分は、森林を重視すべき機能に着目して区分し、各種施策を通じて適切な森林の整備・保全が図られるよう誘導していくものです。一方、保安林は、特に公益的機能の発揮が求められる森林を対象に指定し、伐採や開発行為などに対して規制をかけることにより、機能を確保していくものです。このような両者の違いを踏まえ、本計画(案)では、森林区分や区分ごとの保安林の指定の考え方を記述しているところです。

全国森林計画(案)該当箇所		意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2 森林整備及び保全の目標(3)	「原生的な森林については、その保存等に努めることとする。」を「原生状態を維持した森林については、生物多様性の確保を達成するため禁伐とし、地球の遺産として厳正に保存する。」と改めること。	2	本計画(案)では、「森林と人との共生林」における森林の保全及び整備の基本方針の中で、生物多様性の保全に不可欠な森林について、その適切な保全を推進する旨記述しています。また、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、個々の森林の目的や現地の実態に応じて、伐採方法の制限等を含め、適切に取り扱うものとしています。
	2 森林整備及び保全の目標(6)	松くい虫被害対策について記載すべき。	1	の1の「(1)森林の保護・管理」の中で松くい虫被害対策について具体的に記述しています。
		「花崗岩地帯における治山施設の推進」が明記されたことは大変有意義。今後、森林整備保全事業計画の策定に当たっては、山地災害防止対策が着実に推進されるよう、適確な成果目標が設定され、計画の実行が確保されることを要望する。	1	今後、森林整備保全事業計画の策定にあたっては、山地災害防止機能を含む森林の多面的機能の発揮を図ることを目的とする森林整備保全事業について、国民に分かりやすく成果目標等を示すことができるよう努めます。
2 森林整備及び保全の目標(7)	「また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等の育成単層林施業を積極的に推進することとする」について、利用されないクヌギ林が増大していることから、「積極的に」を削除したほうがよいのではないか。	2	現に利用が低位に推移している場合でも、将来的に原木を安定的に供給する必要があることから、原文どおりとします。	

全国森林計画(案)該当箇所		意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2 森林整備及び保全の目標(8)	「貴重な種の保存に配慮し」を「貴重な種の保全を達成し」に改めること。	2	原文の記述は、施業の実施にあたって配慮すべき事項を明らかにしているものであり、適切であると考えます。
	2 第2表 森林整備及び保全の目標	生物多様性の確保を達成するため、計画期末において、天然生林を現況より大幅に増やすこと。	3	天然生林には、無立木地やササで覆われたような林地も含まれており、さらに、松くい虫などの被害による樹種転換も含め、森林の有する多面的な機能を発揮する観点から植栽や保育等が必要なものがあり、これらについては、必要な施業を行うことにより育成複層林などに区分されることとなります。また、育成林においても立地条件に応じて広葉樹の導入を図るなど、天然力を活用するなどにより生物の多様性の保全に配慮した施業を行うこととしています。
		景観や生態系の保全を達成するため、林道整備率を計画期末において現況と同率にすること。	3	本計画(案)では、効率的な森林施業を行い、森林の保全・整備の目標を実現するために必要な林道について計画期末の目標を定め、整備を進めることとしています。また、の「1 林道の開設に関する計画」において、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方を森林の区分ごとに記載し、景観や生態系等にも配慮した適切な整備を行うこととしています。
		施業技術が確立していない育成複層林の目標は過大ではないか。	3	森林・林業基本計画に位置づけているとおり、森林の多面的機能の発揮を図るためには、森林の区分に応じて、育成複層林に転換していく必要があると考えています。育成複層林への転換を進めるにあたっては、天然力の活用も含め、重視する機能や地域の特性等に応じて適切な方法で行うことが重要であると考えており、今後とも助成措置や普及指導等の各種施策により、育成複層林施業の推進に努める考えです。

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)	
森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	1 施業に関する基本的事項	しいたけ原木について、コナラ・クヌギについて記載があるのはよいが、木炭資源の確保及び竹についても記載が必要ではないか。	の2「(3)資源の循環利用林」において「持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、」と記述しており、薪炭材や竹を含めて資源の保続等を図ることとしています。	
	1 (1)施業方法ア(ウ)	経営環境が厳しい中で植栽を進め、公益的機能の発揮を確保するためには森林の保護育成に対する支援の充実が必要。	我が国の森林を、森林・林業基本計画で示す望ましい森林の姿へ誘導するためには、天然力の活用も含めた伐採後の適確な更新が不可欠と考えています。このため、各種施策の推進に努めたいと考えています。	
	3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画	伐採立木材積が増加する理由を示して欲しい。	2	重視すべき森林の機能に応じた適切な森林施業を行っていく中で、今後15年間の計画期間内には、人工林の多くが主伐期を迎えることから、伐採立木材積が増加する計画となっています。
		木材の適切な利用を進めることなど、伐採の計画量を実現するための考え方を示すべき。	2	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では、木材利用について記載していませんが、ご意見の趣旨は重要な課題と考えており、森林・林業基本計画で明らかにしている施策の方向に沿って、各種の施策を進めているところです。
3 第3表 計画量	生物の多様性の確保を達成し、生態系を保全するため、原生状態を維持した森林を禁伐とし、伐採量を0とすること。	2	本計画(案)において、生態系として重要な森林を適切に保全する旨を位置づけているところです。なお、当然のことですが、法令等により禁伐となっている森林については、伐採量を計上していません。	

全国森林計画(案)該当箇所		意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
公益的機能別施業森林の整備に関する事項	2 (2)森林と人との共生林	阿賀野川流域について、「緑の回廊」を拡大すること。	2	野生生物の生息地の分断等を防ぐための回廊状の森林については、森林と人との共生林においてその確保を図る旨を記述していますが、全国森林計画が基本的な考え方を明らかにするものであることから、個々の具体的な設定箇所等については、記述していないところです。
		新たに、猪苗代湖南岸布引山・大戸山・那須連峰一体に緑の回廊を設定すること。	2	同上
林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	1 林道の開設に関する計画	植林・保育は必要だが、そのための道がない。山の線形で作設する林道をたくさん造り、健全な山作りができる環境整備が必要。	1	本計画(案)では、効率的な森林施業を行い、森林の整備・保全の目標を実現するために必要な林道について、計画量を定め整備を進めることとしています。また、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方を森林の区分ごとに明らかにしています。
		森林の適切な管理・保全・整備のため、林道網の整備を早急にすすめるべき。	1	本計画(案)では、効率的な森林施業を行い、目標を実現するために必要な林道について、計画量を定め整備を進めることとしています。
		緑資源公団は大規模林道事業から撤退すること。	3	全国森林計画は、森林施業の基準や計画量等を明らかにするものであることから、緑資源機構の事業等個々の具体的な事業の内容については記載していないところです。なお、森林の適切な管理のためには、基幹的な林道の整備は不可欠であり、(独)緑資源機構の技術を活用し、自然環境の保全に配慮しつつ整備を進める必要があると考えます。

全国森林計画(案)該当箇所		意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	1 林道の開設に関する計画	都市と農村を結ぶ林道は道路法に基づいて計画・整備すること。	3	本計画(案)の記述は、森林の適切な整備・保全のために整備する林道が公道と接続されることにより、森林と集落等が結ばれるといった趣旨を述べたものであり、このような基幹的林道の整備は不可欠であると考えます。
	1 第3表 計画量	いわゆる大規模林道(2車線アスファルト林道)は森林の公益的機能の発揮と無縁の規格であることから、計画量に含めないこと。	3	当該計画量は、森林を望ましい姿にするために必要な15年分の林道開設延長を計上しており、規格等については、の「1 林道の開設に関する計画」に記載している基本的な考え方に沿って整備を進めることとしています。
森林施業の合理化に関する事項	(2)林業に従事する者の養成及び確保	複層林施業は高い技術が必要であるので、流域単位で技術者を養成することが望まれる。	1	林家等に対する技術の普及指導の取組については、「森林施業の合理化に関する事項」において、地域の実情に応じて進めることとしています。今後とも、各種施策により育成複層林施業の推進に努める考えです。
		地球温暖化防止吸収源10箇年対策による3.9%の目標達成のための担い手対策について記載すべき。	1	本計画(案)では、「森林施業の合理化に関する事項」において、林業従事者の確保の方向性について記述しているところです。今後とも、この方向に沿って施策の推進に努めてまいります。
	(3)林業機械化の促進	「機械の共同利用組織の設立」が謳われているが、機械の利用・管理上の問題が多い。むしろ熱心な個人・企業に対する支援が必要。	3	ご意見の趣旨である民間の競争原理を活用して活性化を図ることも重要と考えますが、高性能林業機械の導入及び効率的な利用の確保を図り、コストの低減等森林施業の合理化を進めるためには、共同利用組織の設立等による林業機械の利用体制の整備が有効な手法のひとつと考えます。今後とも、地域の実情に応じて、林業機械化の推進を図っていく考えです。

全国森林計画(案)該当箇所		意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
保安施設に関する事項	1 保安林の整備	保安林面積の拡大は重要だが、施業の制限が林業経営を阻害しないよう現地に即しメリハリをつけてもらいたい。	1	本計画(案)では第1表の「基本方針」欄において、区分ごとに保安林の指定の考え方を記述しており、この考え方に則して「保安施設に関する事項」において、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請等を踏まえ、保安林の指定を進める旨を記述しています。また、森林法では、保安林の施業等の制限は、指定の目的を達成するため必要最小限のものとなることを旨とすることと規定していることを踏まえ、本計画(案)では「保安施設に関する事項」において、必要に応じてその見直しを進めることとしています。
	2 治山事業	計画段階から、治山事業と砂防事業の有機的連携を図るべき。	1	国や地方の各レベルにおいて、砂防部局との連携を図りつつ、治山事業の計画的な実施に努めているところです。
	3 その他必要な事項	保安林等の管理について、地元から十分な理解を得るために標識設置はよい。	1	適切な標識の設置を進めてまいります。